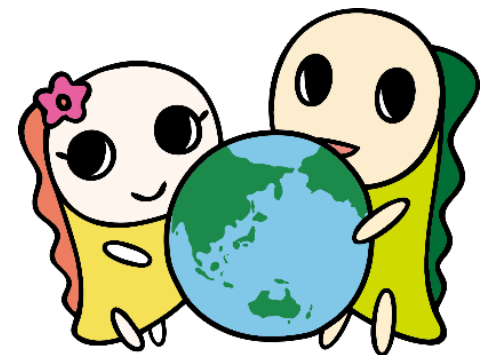


令和7年度助成金制度 説明会

令和7年2月18日（火）午前10～11時
杉並区役所 西棟 8階第9会議室



■ 説明の流れ

1. 共通の変更点

- ◆ エコ住宅促進助成
- ◆ LED照明機器切替助成
- ◆ 電気自動車用充電設備導入助成

2. エコ住宅促進助成の変更点



■ 共通の変更点

【受付方法の変更】

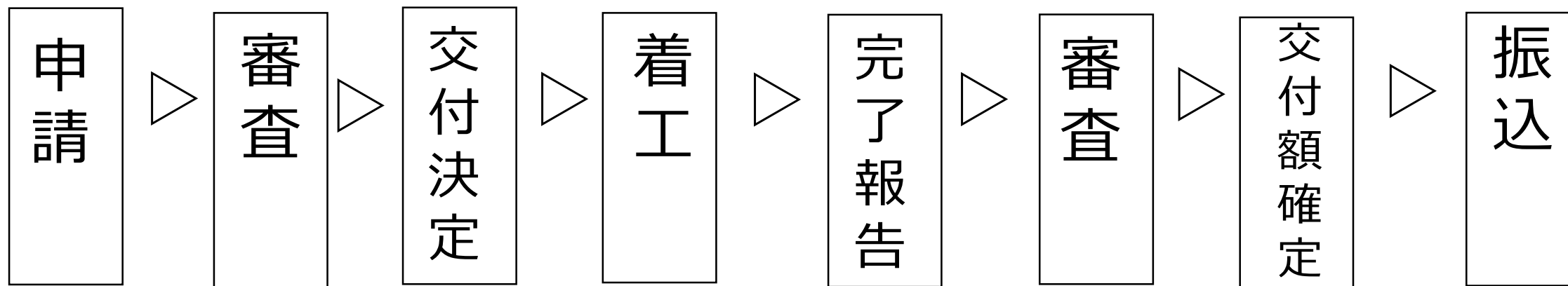
すべての機器等において事後申請となります。

令和6年度まで	令和7年度から
工事の3週間前までに申請	工事完了後の申請

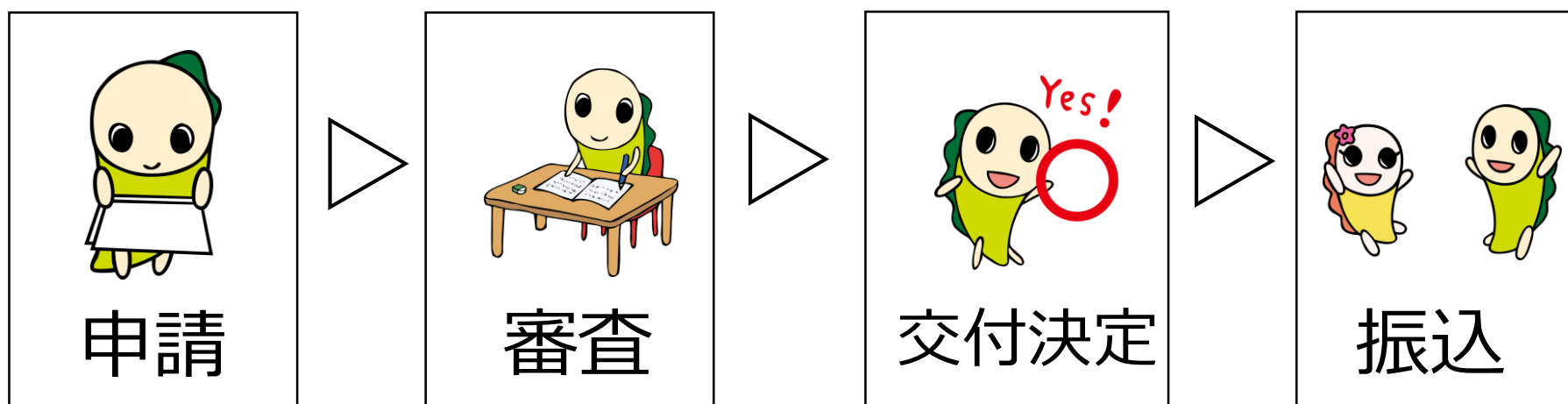
機器等の「**工事**」及び「**支払**」後に申請してください。

申請から助成金振込までの流れ

これまでは・・・



R 7年度からは、シンプルでわかりやすい制度に！



■ 共通の変更点

【助成対象期間の変更】

令和7年2月1日（土）～令和8年1月31日（土）



※対象期間に設置及び工事が完了していることが要件となります。

※完了日は、区指定の書式「完了報告書」にて確認します。

「完了報告書」は施工者が記入するものです。

節水シャワーヘッド等、ご自身で購入・設置した場合は、
ご自身で記入していただきます。

■ 共通の変更点

【申請期間の変更】

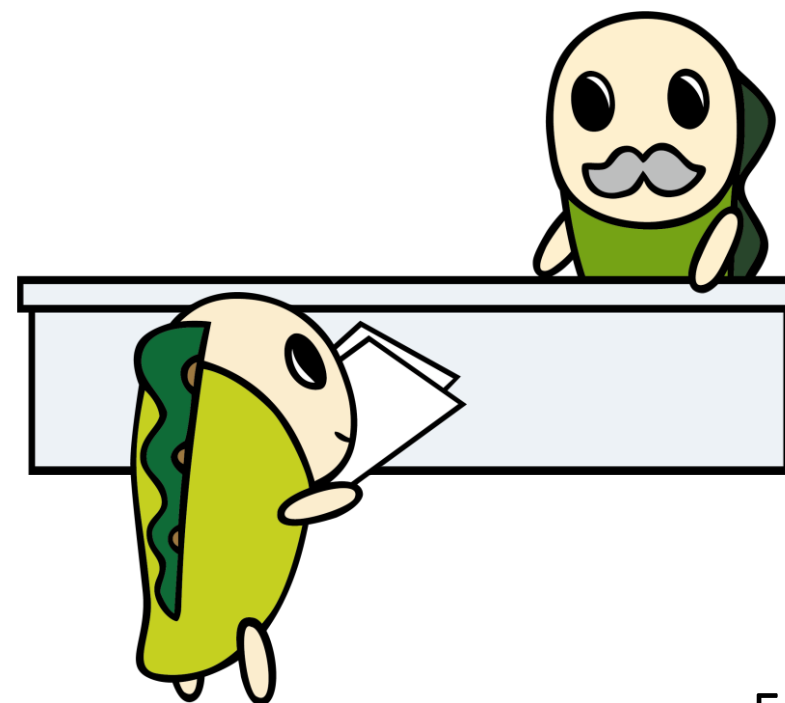
令和7年4月10日（木）～令和8年2月27日（金）

※期間内であっても予算枠に達した時点で
受付終了となります。

※申請方法は以下のとおりです。

郵送：レターパック等、記録の残る方法で送付

窓口：本庁舎西棟 7階環境課に持参

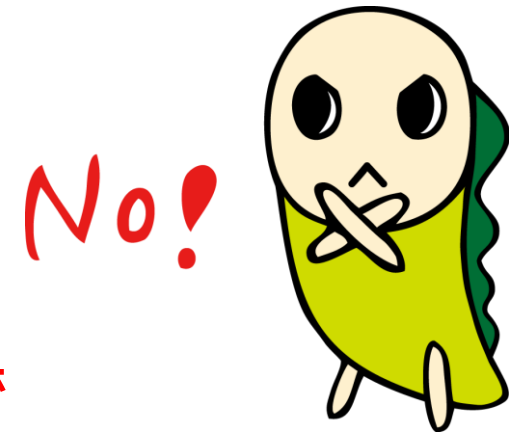


■ 共通の変更点

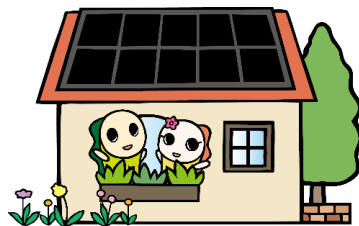
【提出書類の変更】

- 同意書、確認書、請求書⇒**不要**（申請書に統合）
- 建物の全景写真⇒**不要**
- 完了報告書⇒**追加**

※R6年度の申請書類では受付できませんので
ご注意ください。



■ エコ住宅促進助成



【同一世帯の申請制限】

令和7年度より、同一種類の機器について世帯に対する申請制限を設けます。

令和6年度まで	令和7年度から
同一 申請者 につき1回	同一 世帯 につき1回

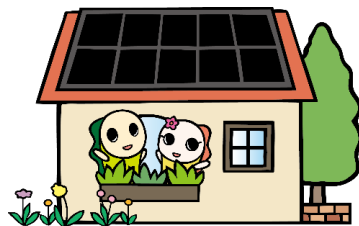
(例) 同一世帯の夫と妻が、それぞれ蓄電池（3 kWhのもの）を1台ずつ申請したい

令和6年度 3万円×2申請 = 6万円

令和7年度 5万円×1申請 = 5万円

※二世帯住宅など住民登録上の世帯が分かれている場合は、これまでと同様、それぞれ申請可

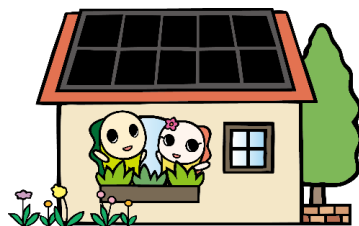
■ エコ住宅促進助成



【助成額の変更】

- 蓄電池の助成額が1kWhあたり1万円（上限8万円）
⇒ **定額5万円** ※蓄電容量 **3 kWh以上**のものが対象。
- 太陽光発電システムと蓄電池を同時設置した場合の
加算 **2万円** ⇒ **廃止**

■ エコ住宅促進助成



【機器別提出書類の変更】

<高日射反射率塗装>

- ・ 第三者機関の性能証明書 ⇒ 不要

※パンフレット等で「近赤外線領域において反射率50%以上であること」がわからない場合は要提出。

- ・ 塗料缶の写真 ⇒ 出荷証明書等の提出があれば省略可

■ 写真に関する注意点

- ・ 高日射反射率塗装、LED照明切替助成は 工事前（切替前） の写真が必要です。
- ・ 断熱フィルムは、工事中 の写真が必要です。



撮り忘れた場合は、助成対象外となります！

施工後の写真はすべての機器で必要です！

■ 全体を通じた注意点

- 書類の事前審査は行いません。
- 工事前に助成金の予算を事前に確保することはできません。
書類がすべて揃ったものから受け付け、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- 申請状況に応じて、予算の残額を区HPで公表します。

ご清聴ありがとうございました



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s103/18443.html>

令和7年度
助成金制度について (HP)



<https://logoform.jp/f/NQqjh>

質問フォーム
回答期限：2月25日 (火)

【問い合わせ先】
杉並区環境部環境課温暖化対策係
03-5307-0672 (直通)